死刑執行に関する会長声明

本年2月21日,大阪拘置所と東京拘置所と名古屋拘置所において各1名の死刑囚の死刑がそれぞれ執行された。谷垣禎一法務大臣は,昨年12月に就任後2ヶ月も経ないうちに3人の死刑執行を命じたことになる。

死刑は、かけがえのない生命を奪い、人間の存在を完全に否定するという不可逆な刑罰である。また、罪を犯した人の更生と社会復帰の可能性を完全に奪うという取り返しのつかない刑罰であるという問題点を内包している。

さらに、今回執行された3名の中には、自殺願望から死刑を 望んで全く見ず知らずの善良な市民を殺傷するという凶悪な犯 罪行為にでた者が含まれており、死刑制度が反って凶悪犯罪を 誘発する契機になったという矛盾が露呈している。

日本弁護士連合会は、本年2月12日、谷垣法務大臣に対し、「死刑制度の廃止について全社会的議論を開始し、死刑の執行を停止すると共に死刑冤罪事件を未然に防ぐ措置を直ちに講じることを求める要望書」を提出し、死刑制度とその運用に関する情報を広く公開するよう求めるとともに、死刑制度に関する世界の情勢について調査のうえ死刑制度の在り方について結論を出すこと、その議論が尽くされるまでの間、死刑の執行を停止すべきこと等を求めていた。

その要請の直後になされた死刑執行は、到底容認できない。 国際的に見ると、2010年の国連総会において、死刑執行の 一時停止を加盟国に求める3度目の決議が109カ国の賛成多 数で採択されており、反対票を投じた国は日本を含め41カ国 にとどまっている。また、日本に対しては、国連拷問禁止委員 会や国連人権理事会,国連規約人権委員会から死刑廃止に向けた様々な勧告がなされている。ちなみに,2012年5月現在の死刑廃止国は141カ国(10年以上死刑を執行していない事実上の廃止国を含む),死刑存置国は57カ国であって,世界の3分の2を超える国が死刑を廃止ないし執行の停止をしている。

わが国では死刑事件について4件の再審無罪判決が確定しているうえ,近時足利事件,布川事件について裁判所は再審無罪判決を言い渡し,東電社員殺人事件の再審において無罪が確定している。さらに,死刑が執行されてしまった飯塚事件についても,精度の低いDNA鑑定が決め手となったことに疑問が生じており,近時の科学的捜査の発達により死刑判決の見直しがなされる可能性が高くなっている。

このことは、刑事裁判における冤罪の危険性と死刑の執行による取り返しのつかない人権侵害の恐ろしさを如実に示している。

こうした状況において, 死刑を執行する必要性があったのか, 更には死刑執行について熟慮を尽したのか, あらためて問われ なければならない。

当会は、今回の死刑執行に対し強く抗議する。あわせて法務 大臣に対し、死刑制度の廃止についての国民的議論の開始と 死刑執行の停止に向けて誠実な対応をするよう、重ねて求める ものである。

2013年2月22日 東京弁護士会会長 斎藤 義房

普天間飛行場へのオスプレイの配備撤回及び 国内におけるオスプレイの飛行の全面中止を求める会長声明

- 1 米海兵隊は、2012年10月、普天間飛行場に垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイを配備した。しかしながら、2012年9月9日、沖縄県宜野湾市において、オスプレイ配備に反対する県民大会(主催者発表10万1千人参加)が開催され、沖縄県知事及び沖縄県内41市町村長全てがオスプレイ配備反対の考えを示している。沖縄県民をあげてオスプレイ配備反対の意思を表明しているにもかかわらず、米海兵隊はオスプレイ配備を強行したものである。
- 2 オスプレイは、オートローテーション機能(エンジンが停止した際に、下降によって生じる空気の流れで回転翼が自動回転し、安全に着陸する機能)の欠如や、回転翼機モードと固定翼機モードの切替時の不安定さなど、専門家から構造上重大な危険をはらんでいると指摘されている。

現にオスプレイは、開発段階から重大事故を繰り返し、米軍が実戦配備を開始した後にも次のような重大事故が絶えない。すなわち、2010年4月にアフガニスタンでの墜落事故により乗組員4人が死亡、2012年4月にはモロッコでの墜落事故により乗組員2人が死亡、6月にはフロリダ州で墜落事故、7月にノースカロライナ州で民間空港に緊急着陸、9月には同州の市街地に緊急着陸している。

米政府は上記のモロッコやフロリダ州でのオスプレイの墜落事故は乗組員の人為的ミスであって機体自体には問題がないことを強調し、日本政府もこれを肯定しているが、上記のような重大事故が短期間のうちに続発している事実はオスプレイの危険性が極めて高いことを如実に示すとともに、操縦士のわずかなミスが墜落事故につながる点でオスプレイは極めて危険な機種であるといえる。

3 沖縄県においては、1959年6月、宮森小学校に米軍ジェット機が墜落する事故が発生し、児童11人を含む17人が死亡している。

普天間飛行場は、宜野湾市の市街地の真ん中に位置し、オスプレイの墜落事故が起きれば大惨事に至る可能性が高い。現に、2004年8月、普天間飛行場に配備されていた在日米海兵隊へリコプターCH-53Dが沖縄国際大学に墜落する事故が発生し、市街地における米軍機墜落事故の危険性が現実のものとなった。普天間飛行場に危険なオスプレイを配備することは、周辺住民の生命・身体等の安全を無視するものである。

今回のオスプレイ配備は、沖縄県民の生命・身体等を重 大な危険にさらすものと言わねばならない。 4 また、オスプレイが訓練を予定している本州以南の6つのルートは、日米地位協定に基づく提供施設・区域ではなく、これらのルートで米軍が訓練を行うことは、日米地位協定上問題がある。

加えて、日米地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律により、米軍機については日本の航空法の規定の多くが適用除外とされているため、オスプレイには航空法の最低安全高度に関する規制(人口密集地では300メートル、それ以外では150メートル)が及ばない点も問題である。しかも、森本防衛大臣(当時)は、地上約60メートルという低空で飛ぶ場合があることを国会答弁で認めている。

5 防衛省は、東京都の福生市、昭島市、立川市、武蔵村山市、瑞穂町にまたがる横田飛行場にもオスプレイが飛来する ことを認めている。

横田飛行場の周辺も市街地であり、オスプレイが墜落する 事故が発生した場合に大惨事に至る可能性が高い点は、普 天間飛行場と同様である。

また、横田飛行場の騒音については、最高裁判所を含め 裁判所が過去に何度も受忍限度を超えて違法と認定し、東京 高等裁判所が「法治国家のありようから見て、異常の事態」 とまで言っている(平成17年11月30日判決)。オスプレイ

- の横田飛行場への飛来により, これ以上横田飛行場の騒音 を増大させるべきではない。
- 6 オスプレイ配備問題をはじめとして米軍基地に派生する問題の根底には、我が国の主権の行使を制約している日米地位協定がある。当会は、2004年4月13日の「日米地位協定の抜本改定を求める会長声明」において、日米地位協定の抜本改定を求めている。日弁連も、2002年8月の理事会決議などで度々日米地位協定の見直しを求めてきた。

とりわけオスプレイ配備は、沖縄県民をはじめ米軍基地や飛行ルート周辺住民の生命・身体等に対する重大な侵害の危険を生じさせるものであり、憲法が保障する幸福追求権(13条)を侵害し、平和のうちに生存する権利(憲法前文,9条,13条等)の精神にも反するものである。

当会は、1997年以来、毎年、沖縄米軍基地にかかわる被害・人権侵害等の状況について訪問調査を重ねてきた。その調査を踏まえ、当会は、日米両政府に対し、普天間飛行場へのオスプレイの配備撤回及び日本国内の領土におけるオスプレイの飛行の全面中止を求めるものである。

2013年2月25日 東京弁護士会会長 斎藤 義房

President's Statement Calling for Retraction of the Osprey Deployment at the Futenma Air Station and for Total Halt to Osprey Flights within Japan

- 1. In October 2012, the United States Marine Corps (USMC) deployed vertical takeoff and landing transport aircraft, the MV-22 Ospreys, at the Futenma Air Station. On September 9, 2012, however, Kenmin Taikai (Citizens' Rally) against The Osprey Deployment was held in Ginowan City, Okinawa Prefecture (with 101,000 participants according to the promoter). Governor and all the forty-one mayors of the municipalities of Okinawa Prefecture expressed their opposition to the Osprey deployment. In spite of overall opinions against the Osprey deployment amongst the Okinawans, the USMC dared to deploy Ospreys.
- 2. Experts have pointed out that Ospreys have such structurally grave risks as lack of the autorotation function (the function to safely land by the autorotation of rotors with air flows generated by the descent when the engines stop) and the instability during switchover between the helicopter and fixed-wing flight modes. In fact, Ospreys have caused serious accidents since the development stage and these have continued as follows even after their deployment by the United States Armed Forces. In April 2010, four crewmembers were killed in an Osprey crash in Afghanistan. Another two were killed in an Osprey crash in Morocco in April 2012. In June, an Osprey crashed in Florida. In July, an Osprey was forced to make an emergency landing at a civilian airport in North Carolina. Furthermore, in September, another Osprey was forced to make an emergency landing in an urban area of in North

Carolina.

The United States Government has emphasized that the abovementioned Osprey crashes in Morocco and Florida were caused not by the airframe of Osprey itself but by human errors of the crewmembers, with which the Japanese Government concurs. The facts that such grave accidents as mentioned above repeatedly occurred in a short time of period, however, clearly demonstrates extremely dangerous nature of Osprey. It can be said that Osprey is an extremely dangerous type of airplanes because small errors by a crewmember would lead to a crash.

3. In Okinawa Prefecture, a jet airplane of the United States Armed Forces crashed in Miyamori Elementary School in June 1959, killing seventeen people including eleven schoolchildren.

The Futenma Air Station is located in the middle of the urban area of Ginowan City. Therefore, once an Osprey crash occurs, it would be highly likely to become a catastrophic event. In August 2004, a CH-53D helicopter of the Japan-based USMC deployed at the Futemna Air Station crashed into the grounds of Okinawa International University, which realized the inherent risks of a crash of the United States Armed Forces airplane in an urban area. The deployment of dangerous Ospreys at the Futenma Air Station ignores safety of lives and bodies of local residents.

The current Osprey deployment gravely risks the lives and

bodies of the Okinawans.

4. The six routes in southern parts of Japan over Honshu planned to be used for the Osprey exercises include facilities and areas not covered by the SOFA (Status of Forces Agreement). It would present problems under the terms of the SOFA for the United States Armed Forces to conduct exercises over such routes.

In addition, the Act on Special Provisions of the Civil Aeronautics Act Attendant upon the Enforcement of the SOFA exempts airplanes of the United States Armed Forces from application of many provisions of the Civil Aeronautics Act . Accordingly, Ospreys are not covered by the regulations on the minimum safety altitude requirements prescribed in the Civil Aeronautics Act (300 meters in high population density areas and 150 meters in other areas), which also presents problems. Moreover, the Minister of Defense Morimoto (at that time) conceded in answers to the Diet that there would be cases involving low altitude flights at approximately 60 meters.

5. The Ministry of Defense has admitted that Ospreys may fly to the Yokota Air Station, which is located in Fussa City, Akishima City, Tachikawa City, Musashi Murayama City and Mizuho Town, all of which are in Tokyo Metropolis. Urban areas spread around the Yokota Air Station. Therefore, once an Osprey crash occurs around the Yokota Air Station, it is highly likely to become a catastrophic event just as the case of the Futenma Air Station.

Additionally, courts, including the Supreme Court, have repeatedly found noises from the Yokota Air Station illegal in the past as they were beyond a tolerable limit. The Tokyo High Court called the noises "an abnormal condition compared with what a country under a rule of

law should be" (Judgment as of November 30, 2005). Noises from the Yokota Air Station should not be further worsened by Ospreys' flights to the Yokota Air Station.

6. What lies at the bottom of the issues arising from the United States Military Bases, including the Osprey deployment issue, is the SOFA, which restricts exercise of basic sovereignty of Japan. Our bar association requested for fundamental change of the SOFA in its "President's Statement Calling for a Fundamental Change to the SOFA" dated April 13, 2004. The Japan Federation of Bar Associations has also repeatedly requested the review of the SOFA by its Board Resolution in August 2002 and so on.

Especially, the Osprey deployment causes a risk of a grave infringement on lives and bodies of those residents near the United States Military Forces and the flight routes of Ospreys, such as the Okinawans, violates their right to the pursuit of happiness guaranteed by the Constitution of Japan (Article 13), and is against the spirit of the right to live in peace (Preamble, Article 9, Article 13, etc. of the Constitution of Japan).

Our bar association has visited Okinawa and investigated the situation of damages, human rights violations and so on related to the United States Military Bases in Okinawa every year since 1997. Based on the investigations, our bar association hereby calls for the Government of Japan and the Government of the United States to retract the Osprey Deployment at the Futenma Air Station and to totally halt Osprey Flights within the territory of Japan.

February 25, 2013 Yoshifusa Saito President, Tokyo Bar Association

「福井女子中学生殺害事件」再審請求棄却決定に対する会長声明

名古屋高等裁判所刑事第1部は本年3月6日,いわゆる「福井女子中学生殺害事件」につき、同高裁金沢支部が2011年11月に出した再審開始決定(原決定)に対する検察官の異議を認めて原決定を取り消し、前川彰司氏の再審請求を棄却する決定(本決定)をした。

本件は、前川氏と事件とを結びつける物証が全くない事件であり、前川氏は当初より一貫して無実を主張してきている。この件について1995年2月に前川氏を有罪とした名古屋高裁金沢支部の確定判決は、「事件の後に衣服に血を付けた前川氏の姿を見た」とか「前川氏から犯行の告白を受けた」等の前川氏の周囲の者の供述のみから前川氏を有罪としたものであり、前川氏の有罪を基礎づける証拠の構造はもともと極めて脆弱なものであった。

そして前川氏の再審請求を認めた原決定は,前川氏側から 提出された鑑定書等の新たな証拠をふまえ,有罪判決が凶器と 認定した2本の包丁では形成できない傷があること, 犯行に使用したとされる自動車内から発見されてしかるべき血痕が発見されていないこと等から前川氏を犯人とするには合理的な疑いが残るとしたものである。

ところが今般の本決定は、原決定が前提とした証拠構造とほとんど変わりがない状況において原決定の判断をあえて覆した。このような決定は、事後審としての役割を逸脱するものである上、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判における鉄則を否定するものであり、著しく正義に反するといわざるを得ない。

無実の立証の負担を被告人に課したような本決定は直ちに正されなければならない。当会は,前川氏の再審が一日でも早く開始されることを強く願うものである。

2013年3月8日 東京弁護士会会長 斎藤 義房

少年事件の実名等の報道に抗議し, 少年法61条の遵守を求める声明

本年2月28日, 東京都武蔵野市で女性が金銭を奪われ刺殺された事件に関し, 2名の少年が逮捕され, 現在取調べ中である。

株式会社新潮社は、3月7日発売した週刊新潮において、取調べを受けている2名の少年について、実名のみならず顔写真をも掲載し、さらに家族環境や従前の通学先等を詳細に報じる記事を掲載した。

このような同社の出版報道は、少年時の犯行について氏名、年齢、職業、住所、容貌等により本人と推知することができるような記事又は写真の報道を禁止した少年法61条に反し許されない。少年事件の背景には複雑な要因が存在し、少年個人のみの責任に帰する厳罰主義は妥当ではなく、未成熟な少年の成長発達支援が保障されるべきである。そのために少年法1条は、健全育成の理念を掲げ、同法61条は、この理念に基づき、少年の更生・社会復帰を阻害することになる実名報道を事件の重大性等に関わりなく一律に禁止している。

また、国際人権法においても、子どもの権利条約40条1項は子どもの社会復帰の権利を保障し、同2項(b) viiは手続の全ての段階におけるプライバシーの十分な尊重を保障している。少年司法運営に関する国連最低基準規則(いわゆる北京ルールズ)8条も、少年のプライバシーの権利はあらゆる段階で尊重されなければならず、原則として少年の特定に結び付き得るいかなる情報も公表してはならないとしている。

今回の実名報道,写真掲載等は,これら国際人権法のルールにも明らかに抵触している。

もとより、憲法21条が保障する表現の自由は重要であるが、 少年の実名・顔写真が報道に不可欠な要素とはいえない。少 年事件の背景・要因を報道することこそ、同種事件の再発を防 止するために不可欠なことである。

そもそも,同社の報道は,無罪の推定を受ける逮捕段階の被疑者について,犯人として断定的な報道を行っており,その点からも許されない。

株式会社新潮社は、1997年7月にも、同年6月神戸市須磨区で発生した小学生殺人事件の14歳の被疑者の少年について写真掲載報道を行っており、これに対して当会は、少年法の理念及び少年の人権保障の観点から、今回と同様の抗議声明を出し、少年法61条を遵守するよう要請した。しかし、同社は、2005年及び2006年にも少年事件に関して実名・写真掲載報道を行い、日本弁護士連合会が会長談話において同社に抗議した。それにも関わらず、今回また、このような事態が繰り返されたことは極めて遺憾である。

当会は、今回、同社がなした実名等掲載報道について、少年法61条に反し少年の人権を著しく侵害するものとして強く 抗議するとともに、今後同社がこのような少年の人権を侵害する実名報道、写真掲載等を繰り返さないことを求める。

また他の報道機関においても、少年法61条を遵守し、少年 及び関係者の人権保障に留意して報道されるよう要望する。

2013年3月12日 東京弁護士会会長 斎藤 義房